

【別紙1】

リスクシナリオごとの脆弱性評価結果

1 直接死を最大限防ぐこと

1-1 住宅・建物等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊、住宅密集地や不特定多数が集まる施設における火災による死傷者の発生

【住宅・建築物の耐震化】

・住宅の耐震化については、民間住宅の耐震化が課題となっていることから、引き続き、効果的な普及啓発を行うとともに、国の支援制度等を有効活用し、耐震化の促進を図る必要がある。

・学校、病院、旅館・ホテル等、多数の者が利用する建築物等について、国の支援制度等を有効活用するとともに、市町と連携し、耐震化の促進を図る必要がある。

・市町と連携し、大規模盛土造成地の適正管理や耐震化を促進する必要がある。

【医療機関等における防火対策等】

・多くの人命に関わる医療機関や社会福祉施設などにおいて、国の支援制度等を有効活用し、防火対策等の促進を図る必要がある。

【非構造部材の耐震対策】

・東日本大震災の発生時に被害が顕著であった天井、外壁、窓ガラス、エレベーター、エスカレーター、ブロック塀等の非構造部材について、耐震対策の促進を図る必要がある。

【社会資本等の老朽化対策】

・高度経済成長期に整備された社会資本等が、今後一斉に老朽化していくことが見込まれることから、「栃木県公共施設等総合管理基本方針」等に沿って適切な維持管理等を行う必要がある。

【老朽空き家対策】

・災害発生時の倒壊等による危害を防ぐため、管理が不十分な老朽空き家について、市町等と連携し、除却や適正管理の指導等の対策を進める必要がある。

【市街地整備】

・避難路、物資輸送路、防災公園の整備、幹線道路の無電柱化など、災害に対する予防や発生時における応急対策（防災・減災）、速やかな復旧・復興に資する市街地整備を促進する必要がある。

【火災予防に関する啓発活動、地域の消防力の確保】

・大規模な震災発生時に、迅速かつ的確に消火・救急・救助活動が行えるよう、消防団員の確保や資質の向上などの消防組織の充実・強化や市町、消防本部における消防施設の充実、広域的な消火応援受入体制の整備を促進する必要がある。

【水道施設の耐震化等】

・消防水利の喪失を防ぐため、水道施設の耐震化や老朽化対策を促進する必要がある。

（重要業績指標）

- ・住宅の耐震化率
- ・消防団の定員充足率
- ・立地適正化計画策定市町数
- ・上水道の基幹管路の耐震適合率
- ・下水道施設（管渠）の耐震化率

1-2 河川の大規模氾濫等に伴う広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生

【河川改修等の治水対策】

- ・ 県民の生命・財産を守るため、河川整備を着実に推進する必要がある。
- ・ 河川の堆積土除去や堤防強化など、水害を予防し、河川の安全性を高める防災・減災対策を推進する必要がある。
- ・ 災害発生時の防災・減災対策、早期復旧のための資機材等を平常時から確保するとともに、適切な運用を図る必要がある。
- ・ 気候変動による水害の頻発・激甚化に備え、あらゆる関係者が協働して流域全体で行う治水対策である流域治水を進める必要がある。
- ・ 情報通信技術（ＩＣＴ）を活用した洪水予報、雨量・河川水位等の防災情報の提供など、必要な防災情報を随時入手できる体制を強化する必要がある。
- ・ 浸水想定区域の指定箇所など、災害のおそれがある危険箇所について住民への周知を図るとともに、洪水から地域住民が円滑に避難できるよう、市町が作成した洪水ハザードマップの有効活用を支援する必要がある。
- ・ ダムの洪水調節時における空き容量を確保するため、予測降雨量に応じた的確に事前放流を実施する必要がある。
- ・ ダムの洪水調節容量内に堆積した土砂の撤去により、下流の河川氾濫による被害を減少させるための減災対策を推進する必要がある。

【応急復旧体制の整備】

- ・ 道路啓開や被災した公共土木施設の応急復旧を迅速に行う体制を整備する必要がある。

【河川管理施設の長寿命化対策】

- ・ 現在策定中の河川管理施設に係る長寿命化計画等に沿って、県が管理する堤防、樋門・樋管などの計画的・効果的な維持管理や、施設の長寿命化対策を行う必要がある。

【ダム管理施設の老朽化対策】

- ・ ダム管理施設について、長寿命化計画に沿った効果的・効率的な維持管理及び設備の更新等を推進する必要がある。

（重要業績指標）

- ・ 河川における優先整備区間の整備延長
- ・ 令和元年東日本台風による河川の被災箇所への復旧率
- ・ 堤防強化緊急対策プロジェクトの対策完了箇所数

1-3 大規模な火山噴火・土砂災害等による多数の死傷者の発生

【火山災害対策】

・火山噴火に伴う大規模な土石流等による被害を未然防止し、又は被害を最小限にするため、治山施設、砂防堰堤等の整備を計画的に推進する必要がある。

・関係機関と連携しながら、火山活動の観測や情報伝達の体制を整備するとともに、地域住民のほか、観光客や登山者等の安全確保のための対策を実施する必要がある。

【応急復旧体制の整備】（再掲）

・道路啓開や被災した公共土木施設の応急復旧を迅速に行う体制を整備する必要がある。

【総合的な土砂災害対策】

・土砂災害が発生した場合、人家への被害や、公共施設・交通網の機能が損なわれるおそれがあるため、砂防設備、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設などの土砂災害防止施設の整備を推進していく必要がある。

・土砂災害警戒区域内の重点整備箇所（要配慮者利用施設〔老人福祉施設、保育所、幼稚園等〕、避難場所、公的建築物〔消防、警察、役場の支所等〕、特別警戒区域内の保全対象人家5戸以上）について、着実に土砂災害防止施設の整備を進める必要がある。

・砂防設備の堆積土除去など、土石流等による被害を最小限にするための減災対策を推進する必要がある。

・土砂災害から地域住民が円滑に避難できるよう、平時や大雨時における警戒周知や、市町が作成した土砂災害ハザードマップの有効活用の支援等を行う必要がある。

【砂防施設の長寿命化対策】

・砂防関係施設長寿命化修繕計画等に沿って、県が管理する砂防堰堤、床固などの計画的・効果的な維持管理や、施設の長寿命化対策を行う必要がある。

【山地防災対策】

・森林の持つ水源涵養、土砂流出防止等の公益的機能を高め、山地に起因する被害発生を防ぐため、森林及び治山施設の整備を推進する必要がある。

・山地災害防止に係る普及啓発や、山地防災ヘルパー、山地防災推進員などによるボランティア活動を通じて、地域コミュニティ等と連携し、地域の山地防災力の向上を図る必要がある。

（重要業績指標）

- ・土砂災害警戒区域内における重点整備箇所の対策完了箇所数
- ・山地災害危険地区における整備着手箇所数

1-4 暴風雨や豪雪等に伴う多数の死傷者の発生

【道路施設整備】

・道路の無電柱化や除雪体制の強化など、積雪時においても円滑な通行を確保する必要がある。

【予防伐採の推進】

・災害時の停電や倒木による被害拡大を防止するため、電線管理者等と調整を図り予防伐採を推進する必要がある。

【応急復旧体制の整備】（再掲）

・道路啓開や被災した公共土木施設の応急復旧を迅速に行う体制を整備する必要がある。

【地域防災力の向上】

・災害発生時に対応できる体制を整えるため、地区防災計画の策定促進等による自主防災組織の育成、実践力の向上や消防団員等の地域防災の担い手確保・育成など、地域防災力を向上させる必要がある。

（重要業績指標）

1-5 情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生

【防災意識の高揚、防災教育の実施】

・災害発生時に県全体で円滑かつ効果的な災害対策活動が行われるよう、市町及び関係機関・民間団体等と連携して、県民の防災意識の高揚に努めるとともに、児童・生徒及び教職員、防災上重要な施設（火薬類、高圧ガス等の危険物の保安管理施設、病院、社会福祉施設、ホテル、大規模小売店舗等不特定多数の者が利用する施設など）の管理者及び職員に対する防災教育を実施する必要がある。

【地域防災力の向上】（再掲）

・災害発生時に対応できる体制を整えるため、地区防災計画の策定促進等による自主防災組織の育成や実践力の向上、消防団員等の地域防災の担い手確保・育成など、地域防災力を向上させる必要がある。

【情報の収集、伝達体制の確保】

・災害発生時に県、市町、防災関係機関相互の迅速かつ的確な情報の収集、伝達を確保するため、より効果的な体制を確立する必要がある。

【住民等への災害情報の伝達】

・住民等への情報伝達手段として、防災行政無線をはじめ、SNS、緊急速報メール、CATV、コミュニティFM等の活用を促進するとともに、災害情報共有システム（Lアラート）の適切な運用、地理空間情報の活用など、地域の実情や地震・豪雨など災害に応じた多様な方法による災害情報の伝達手段を確立する必要がある。

【避難行動要支援者対策】

・災害発生時の一連の行動に支援を必要とする避難行動要支援者の安全を確保するため、避難行動要支援者名簿の作成や要配慮者利用施設の避難確保計画の策定促進及び情報伝達・避難誘導等の迅速な対応が可能な体制の整備を市町と連携しながら実施する必要がある。

【外国人対策】

・言語の違い等により、日本語による防災情報の理解が困難な外国人の安全を確保するため、防災に関する情報の多言語化や、災害時外国人サポーター及び災害時外国人キーパーソンの確保など、市町等と連携しながら支援体制を整備する必要がある。

（重要業績指標）

- ・防災教育に係る研修会参加者数
- ・避難情報（５段階の警戒レベル）を理解している県民の割合

- ・ 防災に係る出前講座等の実施回数
- ・ 自主防災組織の平均訓練回数
- ・ 消防団の定員充足率【再掲】
- ・ 避難行動要支援者個別計画を策定している市町数
- ・ 在県外国人支援に係る人材の登録者数
- ・ 災害訓練の実施回数

2 救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保すること

2-1 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギーの供給の長期停止

【物資、資機材等の備蓄、調達体制の整備】

・災害発生時に被災地域住民等の生活を確保するため、計画的な現物備蓄の推進や、事業者等との協定などに基づく流通備蓄の実施により、食料、生活必需品を確保する必要がある。

・災害発生時において緊急医療の迅速な対応を図るため、医療機関、医薬品卸売業者等と連携しながら、医薬品、資器材等の計画的な備蓄を推進する必要がある。

・災害応急対策活動や被災住民の生活支援に必要な資機材の迅速かつ円滑な確保を図るため、市町と連携しながら、防災用資機材の計画的な備蓄を推進する必要がある。

【緊急輸送体制の整備】

・災害発生時に、被災地域へ救援物資等を迅速かつ確実に輸送できるよう、国、市町、関係機関等と連携しながら、緊急輸送体制を整備する必要がある。

【道路の防災・減災対策及び耐震化】

・緊急輸送道路に指定されている路線等について、計画的な整備や維持管理等に努めるとともに、より円滑な輸送体制の確保を図るため、関係者間で協議の上、指定路線の見直し等を随時行う必要がある。

・災害発生時においても円滑な人流、物流を確保し、経済活動の維持を図るためには、地域高規格道路、重要物流道路及びICアクセス道路等の整備を進める必要がある。

【応急復旧体制の整備】（再掲）

・道路啓開や被災した公共土木施設の応急復旧を迅速に行う体制を整備する必要がある。

【水道施設の耐震化等】

・災害発生時の飲料水供給の長期停止を防ぐため、基幹管路をはじめとする水道施設の耐震化や老朽化対策を促進する必要がある。

（重要業績指標）

- ・立地適正化計画策定市町数【再掲】
- ・上水道の基幹管路の耐震適合率【再掲】
- ・下水道施設（管渠）の耐震化率【再掲】
- ・道路防災点検における要対策箇所の整備率
- ・地域高規格道路（一般国道408号バイパス・二宮拡幅）の整備延長

2-2 多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生

【孤立可能性地区における対策の推進】

・災害発生時に交通や情報通信の手段の途絶等により孤立する可能性のある地区（孤立可能性地区）に通じる道路防災危険箇所の対策や緊急輸送道路の耐震化、代替輸送道路の確保、孤立可能性地区周辺の土砂災害対策を推進するとともに、市町と連携しながら、孤立可能性地区における通信手段を確保する必要がある。

【避難場所・緊急用ヘリポート用地の確保】

・市町と連携しながら、住民の避難先となる施設や、道路交通が応急復旧するまでの間、救助活動や物資輸送を行うヘリコプターの離着陸に適した土地を孤立可能性地区ごとに確保する必要がある。

【道路施設整備】（再掲）

・除雪体制の強化など、積雪時においても円滑な通行を確保する必要がある。

【応急復旧体制の整備】（再掲）

・道路啓開や被災した公共土木施設の応急復旧を迅速に行う体制を整備する必要がある。

【予防伐採の推進】（再掲）

・災害時の停電や倒木による被害拡大を防止するため、電線管理者等と調整を図り予防伐採を推進する必要がある。

【県内事業者における事業継続計画（BCP）の策定支援】

・事業者等における自主的な防災対策の推進を促すため、啓発セミナーの開催、策定を支援する人材の育成など、県内事業者におけるBCPの策定支援に取り組む必要がある。

（重要業績指標）

・BCP策定支援事業者数（累計）

2-3 警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足

【相互応援体制の整備】

・近隣都県等との間で締結している災害時の相互応援、広域応援等に関する協定について、連絡体制の整備、防災拠点施設、臨時ヘリポート、緊急輸送道路等に関する情報交換、総合防災訓練への参加による相互応援体制の充実・強化など、適切な運用を行う必要がある。

・国や他都道府県、県外市町村等からの応援を迅速かつ効果的に受けることができるよう、物資や資材等の供給などの受援手続、防災拠点やヘリポートに関する情報の把握などを通じて、県内の受援体制の整備を行う必要がある。

【消防広域応援体制の整備】

・県内で発生した大規模災害時における人命救助活動等を迅速かつ効果的なものとするため、消防の広域応援体制の整備を行う必要がある。

【災害警備体制の整備】

・各警察署における救助活動用装備資機材の充実を図るとともに、救助活動の能力向上に資する訓練等を推進する。

（重要業績指標）

2-4 救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶、医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺

【被災地における保健医療活動への支援体制の整備】

・被災地における医療救護活動や避難所等における健康管理等の情報収集、連絡調整等の指揮調整機能が円滑に実施されるよう、隊員の技術向上を図るための研修、訓練に対する支援を行う必要がある。

【災害拠点病院の機能強化】

・災害時の医療体制を確保するため、被災地の医療確保、被災した地域への医療支援を実施できる体制を構築し、災害拠点病院における食料、飲料水、医薬品等の現物備蓄や緊急時における供給体制の整備などを促進する必要がある。

【DMAT指定病院等の整備】

・国が行う災害医療従事者研修等への参加促進や災害医療研修・訓練（広域災害を想定した研修を含む。）の実施を通して、災害急性期（災害発生48時間以内）に被災地で医療救護活動を行う災害派遣医療チーム（DMAT）及び精神科医療及び精神保健活動の支援を行う災害派遣精神医療チーム（DPAT）隊員の増加・技術維持や災害医療従事者の知識・技能向上を図る必要がある。

【医療機関等におけるライフラインの確保】

・災害時に電気、ガス、水道及び医療機関等の自家発電設備や医療従事者、患者搬送用車両等の燃料等について、医療機関や関係機関と連携し医療施設等への円滑な供給が可能となるよう体制を整備する必要がある。

【緊急輸送体制の整備】（再掲）

・災害発生時に、被災地域へ救援物資等を迅速かつ確実に輸送できるよう、国、市町、関係機関と連携しながら、緊急輸送体制を整備する必要がある。

【医療機関等の耐震化等】

・緊急車両の円滑な通行を確保するため、二次救急医療機関等へのアクセス道路を整備する必要がある。

（重要業績指標）

- ・DMAT指定病院数
- ・災害訓練の実施回数【再掲】
- ・災害拠点病院以外の病院におけるBCPの策定率

2-5 想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者の発生、混乱

【関係機関等との連携強化】

・平常時から、市町や公共交通機関等の関係機関と連携し、連絡体制の整備、収容施設や代替輸送手段の確保など、帰宅困難者の受入態勢を整備する必要がある。

【事業所等における備蓄の促進】

・大規模災害発生時等において、帰宅困難者が発生した場合、交通機関、観光施設、事業所等においては、当面の間、その施設や事業所内に利用者、従業員等を留めておくことが必要となることから、飲料水や食料等の緊急物資の備蓄を促進する必要がある。

【交通結節点への通行確保】

・災害発生時においても交通結節点への安全かつ円滑な通行を確保するため、交通結節点に直接接続し、円滑な乗り換えや乗り継ぎの確保に必要となる幹線道路の整備や、交通広場などの代替輸送車両等の滞留の用に供する空間の整備を推進する必要がある。

（重要業績指標）

2-6 被災地における疫病・感染症等の大規模発生、劣悪な避難生活環境及び不十分な健康管理による多数の被害者の健康状態の悪化・死者の発生

【平時からの予防対策】

・避難場所、被災地区での感染症の発生予防、まん延防止のため、平常時から消毒や害虫駆除を行うための体制等の構築など、感染症予防対策を行う必要がある。

・常備薬・医薬品について、災害時においても供給を受けられる体制の構築に向けた検討を行う必要がある。

【下水道施設の耐震化】

・大規模地震発生時における公衆衛生問題や交通障害の発生を防止するため、下水道施設の耐震化等を図る必要がある。

（重要業績指標）

- ・上水道の基幹管路の耐震適合率【再掲】
- ・下水道施設（管渠）の耐震化率【再掲】

3 必要不可欠な行政機能は確保すること

3-1 県、市町の職員・施設等の被災による大幅な機能低下

【県及び市町の防災拠点機能の確保】

・大規模災害発生時における迅速かつ的確な災害応急対策を実施するため、消火、救出・救助活動、物資輸送活動、医療活動等において重要な役割を担う防災拠点について、関係機関と連携を図りながら、計画的に整備していく必要がある。

【業務継続体制の整備】

・「栃木県業務継続計画」の実効性を高めるため、組織改編、業務内容や施設設備の変更等があった場合には、必要な計画の改定を行うほか、訓練等の実施、検証を通じた新たな課題等の洗い出しによる継続的な改善を行うことで、災害対応力の向上を図るとともに、市町の業務継続計画（ＢＣＰ）策定を促進するなど、県及び市町の業務継続体制を強化する必要がある。

・「栃木県警察業務継続計画」の実効性を高めるため、災害警備本部機能の充実を図り、災害時における災害警備本部と警察署との情報共有や支援体制を強化する必要がある。

【相互応援体制の整備】（再掲）

・近隣都県等との間で締結している災害時の相互応援、広域応援等に関する協定について、連絡体制の整備、防災拠点施設、臨時ヘリポート、緊急輸送道路等に関する情報交換、総合防災訓練への参加による相互応援体制の充実・強化など、適切な運用を行う必要がある。

・国や他都道府県、県外市町村等からの応援を迅速かつ効果的に受けることができるよう、物資や資材等の供給などの受援手続、防災拠点やヘリポートに関する情報の把握などを通じて、県内の受援体制の整備を行う必要がある。

【首都直下地震等への対応】

・首都直下地震等の大規模災害が発生した場合、東京圏における人的・物的被害や経済被害は甚大なものになると予想され、我が国の存亡に関わる喫緊の根幹的課題となっていることから、首都機能のバックアップへの対応などについて、近隣県と連携しながら、検討する必要がある。

（重要業績指標）

・ＢＣＰを策定している市町数

4 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保すること

4-1 防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止による災害情報等の伝達不能

【電源の確保】

・災害発生後の迅速かつ的確な情報収集・伝達及び関係機関相互の情報の共有を図るため、停電による公衆回線の使用不能等の事態に備え、関係機関が設置している発電機の老朽化対策を促進するなど、災害時に安定した電源を確保する必要がある。

【情報の収集、伝達体制の確保】（再掲）

・災害発生時に国、県、市町、防災関係機関相互の迅速かつ的確な情報の収集、伝達を確保するため、より効果的な体制を確立する必要がある。

【住民等への災害情報の伝達】（再掲）

・住民等への情報伝達手段として、防災行政無線をはじめ、SNS、緊急速報メール、CATV、コミュニティFM等の活用を促進するとともに、災害情報共有システム（アラート）の適切な運用、地理空間情報の活用など、地域の実情や地震・豪雨など災害に応じた多様な方法による災害情報の伝達手段を確立する必要がある。

【外国人対策】（再掲）

・観光客を含めた外国人の安全を確保するための情報発信や支援体制を整備する必要がある。

【道路施設整備】

・道路の無電柱化や除雪体制の強化など、積雪時においても円滑な通行を確保する必要がある。

【応急復旧体制の整備】（再掲）

・道路啓開や被災した公共土木施設の応急復旧を迅速に行う体制を整備する必要がある。

（重要業績指標）

- ・県広報課LINE（ライン）の登録者数
- ・在県外国人支援に係る人材の登録者数【再掲】

5 経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせないこと

5-1 サプライチェーンの寸断等による企業の経済活動の停滞

【県内事業者における事業継続計画（BCP）の策定支援】（再掲）

・事業者等における自主的な防災対策の推進を促すため、啓発セミナーの開催、策定を支援する人材の育成など、県内事業者におけるBCPの策定支援に取り組む必要がある。

【本社機能等の移転】

・我が国全体の強靱化に貢献する観点から、首都直下地震等、首都機能に甚大な被害を生じる災害が発生した場合でも事業継続が担保されるよう、東京圏等に立地する企業の本社機能等の移転促進に向けた取組を推進する必要がある。

【エネルギーの安定供給】

・大規模災害発生時において、長期停電を回避するための電源確保が重要であることから、太陽光発電等の再生可能エネルギーの利活用やコージェネレーション等の分散型エネルギーの導入拡大等によりエネルギーの安定供給を図る必要がある。

【道路施設整備】（再掲）

・道路の無電柱化や除雪体制の強化など、積雪時においても円滑な通行を確保する必要がある。

【応急復旧体制の整備】（再掲）

・道路啓開や被災した公共土木施設の応急復旧を迅速に行う体制を整備する必要がある。

（重要業績指標）

- ・BCP策定支援事業者数（累計）【再掲】
- ・電力自給率

5-2 基幹的陸上交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響

【道路の防災・減災対策及び耐震化】（再掲）

・災害発生時においても安全で信頼性の高い道路ネットワークを確保するため、過去に災害履歴がある箇所や事前通行規制区間の解消が求められる箇所等について、防災・減災対策を実施する必要がある。

・緊急輸送道路に指定されている路線等について、計画的な整備、維持管理に努めるとともに、より円滑な輸送体制の確保を図るため、関係者間で協議の上、指定路線の見直し等を随時行う必要がある。

・災害発生時においても円滑な人流、物流を確保し、経済活動を維持するため、地域高規格道路、重要物流道路及びICアクセス道路等の整備を進める必要がある。

【緊急輸送体制の整備】（再掲）

・災害発生時に、被災地域へ救援物資等を迅速かつ確実に輸送できるよう、国、市町、関係機関と連携しながら、緊急輸送体制を整備する必要がある。

【交通結節点への連携強化】（再掲）

・災害発生時においても交通結節点への安全かつ円滑な通行を確保するため、交通結節点に直接接続し、円滑な乗り換えや乗り継ぎの確保に必要となる幹線道路の整備や、交通広場などの代替輸送車両等の滞留の用に供する空間の整備を推進する必要がある。

【空中輸送体制の整備】

・災害発生時に陸上輸送に支障をきたす場合に備え、臨時ヘリポートの選定等、市町等と連携しながら必要な措置を講じる必要がある。

【市街地整備】（再掲）

・避難路、物資輸送路、防災公園の整備、幹線道路の無電柱化など、災害に対する予防や発生時における応急対策（防災・減災）、更に速やかな復旧・復興に資する市街地整備を促進する必要がある。

（重要業績指標）

・立地適正化計画策定市町数【再掲】

・道路防災点検における要対策箇所の整備率

・地域高規格道路（一般国道408号バイパス・二宮拡幅）の整備延長【再掲】

5-3 食料等の安定供給の停滞

【物資、資機材等の備蓄、調達体制の整備】（再掲）

・災害発生時に被災地域住民等の生活を確保するため、計画的な現物備蓄の推進や、事業者等との協定などに基づく流通備蓄の実施により、食料、生活必需品を確保する必要がある。

【農林水産業に係る生産基盤等の災害対応力の強化】

・農業水利施設などの生産基盤等における災害発生時の被害を最小化させるため、農業用ダム、頭首工、排水機場等の管理者による維持管理計画の定期的な見直しや管理技術者の育成・確保など、管理体制の強化を促進する必要がある。

・農業用施設及び林業用施設の異常な兆候の早期発見や故障等への早期対応を図るため、施設管理者による平常時における点検を促進する必要がある。

・農林水産業共同利用施設（農林水産物倉庫、加工施設、種苗生産施設、家畜飼養管理施設等）について、農業協同組合、森林組合等の管理者による平常時からの適切な施設管理を促進する必要がある。

【卸売市場施設の整備・保全】

・災害発生時における卸売市場の機能を確保するため、停電時の電源確保など施設の耐災害性の強化を図り、事業者によるBCPの策定を促進する必要がある。

（重要業績指標）

6 ライフライン、燃料供給関連施設等の被害を最小限に留めるとともに、早期復旧を図ること

6-1 電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や都市ガス供給、石油・LP ガスサプライチェーンの機能の停止

【ライフラインの災害対応力強化】

・災害発生時におけるライフライン機能の維持・確保や早期復旧を図るため、電気、ガス、水道などのライフライン関係機関と連携しながら、発電施設、ガス導管網の耐震化、LPガス充てん所における緊急時に備えた訓練の実施など、災害対応力を強化する必要がある。

【エネルギーの安定供給】（再掲）

・大規模災害発生時において、長期停電を回避するための電源確保が重要であることから、太陽光発電等の再生可能エネルギーの利活用やコージェネレーション等の分散型エネルギーの導入拡大等によりエネルギーの安定供給を図る必要がある。

【予防伐採の推進】（再掲）

・災害時の停電や倒木による被害拡大を防止するため、電線管理者等と調整を図り予防伐採を推進する必要がある。

（重要業績指標）

・電力自給率【再掲】

6-2 上水道、汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止

【水道施設の耐震化等】（再掲）

・災害発生時の飲料水供給の長期停止を防ぐため、基幹管路をはじめとする水道施設の耐震化や老朽化対策を促進する必要がある。

【下水道施設の耐震化】（再掲）

・大規模地震発生時における公衆衛生問題や交通障害の発生を防止するため、下水道施設の耐震化等を図る必要がある。

【工業用水の供給】

・災害発生時においても、給水機能を確保し、受水企業に安定して工業用水を供給するため、施設の耐震化、老朽化対策を計画的に実施する必要がある。

【農業集落排水施設の老朽化対策及び耐震化】

・農業集落排水施設の長期的な汚水処理機能を確保するため、最適整備構想に基づく機能保全対策等を着実に進めていく必要がある。

【予防伐採の推進】（再掲）

・災害時の停電や倒木による被害拡大を防止するため、電線管理者等と調整を図り予防伐採を推進する必要がある。

【復旧・復興を担う人材の育成・確保】

・建設業における高齢化の進行や、離職者の増加、若年入職者の減少による担い手不足により、技能継承の阻害が懸念されることから、将来の建設業を担う技術者・技能労働者等の育成・確保を図る必要がある。

（重要業績指標）

- ・上水道の基幹管路の耐震適合率【再掲】
- ・下水道施設（管渠）の耐震化率【再掲】
- ・供用開始 20 年以上の農業集落排水施設の機能保全対策実施率

6-3 防災インフラの長期間にわたる機能不全

【河川改修等の治水対策】

- ・ 県民の生命・財産を守るため、河川整備を着実に推進する必要がある。
- ・ 河川の堆積土除去や堤防強化など、水害を予防し、河川の安全性を高める防災・減災対策を推進する必要がある。
- ・ 情報通信技術（ＩＣＴ）を活用した洪水予報、雨量・河川水位等の防災情報の提供など、必要な防災情報を随時入手できる体制を強化する必要がある。

【総合的な土砂災害対策】

- ・ 土砂災害が発生した場合、人家への被害や、公共施設・交通網の機能が損なわれるおそれがあるため、砂防設備、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設などの土砂災害防止施設の整備を推進していく必要がある。
- ・ 砂防設備の堆積土除去など、土石流等による被害を最小限にするための減災対策を推進する必要がある。

【ダム管理施設の老朽化対策】

- ・ ダム管理施設について、長寿命化計画に沿った効果的・効率的な維持管理及び設備の更新等を推進する必要がある。

【河川管理施設の長寿命化対策】

- ・ 現在策定中の河川管理施設に係る長寿命化計画等に沿って、県が管理する堤防、樋門・樋管などの計画的・効果的な維持管理や、施設の長寿命化対策を行う必要がある。

【砂防施設の長寿命化対策】（再掲）

- ・ 砂防関係施設長寿命化修繕計画等に沿って、県が管理する砂防堰堤、床固などの計画的・効果的な維持管理や、施設の長寿命化対策を行う必要がある。

（重要業績指標）

- ・ 河川における優先整備区間の整備延長【再掲】
- ・ 令和元年東日本台風による河川の被災箇所への復旧率【再掲】
- ・ 堤防強化緊急対策プロジェクトの対策完了箇所数【再掲】
- ・ 土砂災害警戒区域内における重点整備箇所への対策完了箇所数【再掲】

7 制御不能な複合災害・二次災害を発生させないこと

7-1 ため池、ダム、防災施設、天然ダム等の損壊・機能不全や堆積した土砂・火山噴出物の流出による多数の死傷者の発生

【農業水利施設の長寿命化対策及び耐震化】

・被災した場合に農業生産等への影響が大きい基幹的農業水利施設（頭首工、農業用ため池、排水機場等）の損壊等による被害を防止するため、長寿命化や耐震化等の対策を推進する必要がある。

【ダム管理施設の老朽化対策】

・ダム管理施設について、長寿命化計画に沿った効果的・効率的な維持管理及び設備の更新等を推進する必要がある。

【砂防施設の長寿命化対策】（再掲）

・砂防関係施設長寿命化修繕計画等に沿って、県が管理する砂防堰堤、床固などの計画的・効果的な維持管理や、施設の長寿命化対策を行う必要がある。

【森林の適切な整備・保全】

・森林が有する林産物の供給、水資源の涵養、山地災害の防止等の多面的機能の維持・増進を図るため、造林、間伐等の森林整備や治山対策、森林ボランティア等による保全活動や環境教育等を推進する必要がある。

（重要業績指標）

- ・長寿命化対策を講じた基幹的農業水利施設数
- ・防災重点農業用ため池における防災対策を講じた施設の割合

7-2 有害物質の大規模拡散・流出による荒廃

【有害物質の拡散・流出対策】

・地震発生時に倒壊建屋等からの有害物質の拡散・流出等による健康被害や環境への悪影響を防止するための対策を進める必要がある。

【原子力災害対策の推進】

・近隣県の原子力発電所等における異常事態等が発生した場合に、県民の生命及び身体を原子力災害から保護するため、異常事態等に関する情報収集・連絡体制の整備・充実、緊急時のモニタリング体制の強化など、原子力災害対策を推進する必要がある。

（重要業績指標）

7-3 農地・森林等の被害による荒廃

【農地・農業水利施設等の適切な保全管理】

・農業・農村が有する国土の保全、水源の涵養、自然環境の保全、良好な景観の形成等の多面的機能が発揮されるよう、地域の共同による農地・農業用水利施設等の保全活動や中山間地域等における生産活動への支援等を推進する必要がある。

【森林の適切な整備・保全】（再掲）

・森林が有する林産物の供給、水資源の涵養、山地災害の防止等の多面的機能の維持・増進を図るため、造林、間伐等の森林整備や治山対策、森林ボランティア等による保全活動や環境教育等を推進する必要がある。

（重要業績指標）

8 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備すること

8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態

【災害廃棄物の処理体制の整備】

・市町や関係機関等と連携し、災害廃棄物を円滑かつ迅速に処理するための体制を整備する必要がある。

【地籍調査の促進】

・被災後の迅速な復旧・復興が可能となる現地復元性のある地図を整備するため、市町等が行う地籍調査等の促進を図る必要がある。

（重要業績指標）

・地籍調査進捗率

8-2 復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興ができなくなる事態

【復興の事前準備】

・復興事業に携わる担当者の行動指針である「栃木県都市復興ガイドライン」に基づき、復興事前準備の取組について普及・啓発を図る必要がある。

【道路施設の応急復旧体制の整備】

・建設業者と施設の維持管理業務委託契約を締結し、あらかじめ各建設業者が担当する区域等を定めることにより、迅速に応急対策を行える体制を整備する必要がある。

【復旧・復興を担う人材の育成・確保】

・建設業における高齢化の進行や、離職者の増加、若年入職者の減少による担い手不足により、技能継承の阻害が懸念されることから、将来の建設業を担う技術者・技能労働者等の育成・確保を図る必要がある。

【災害ボランティアの活動体制の強化】

・災害ボランティアの活動を支援するため、ボランティア活動の主体となる社会福祉協議会・NPO等との情報共有やボランティアの資質向上のための各種研修、訓練等を実施する必要がある。

（重要業績指標）

- ・道路防災点検における要対策箇所の整備率【再掲】
- ・地域高規格道路（一般国道408号バイパス・二宮拡幅）の整備延長【再掲】

8-3 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失

【文化財等の保存】

・貴重な文化財等を保存するため、防災・耐震対策を進めるとともに、災害発生時に備えた関係機関等との連携を強化する必要がある。

【防災意識の高揚、防災教育の実施】（再掲）

・災害発生時に県全体で円滑かつ効果的な災害対策活動が行われるよう、市町及び関係機関・民間団体等と連携して、県民の防災意識の高揚に努めるとともに、児童・生徒及び教職員、防災上重要な施設（火薬類、高圧ガス等の危険物の保安管理施設、病院、社会福祉施設、ホテル、大規模小売店舗等不特定多数の者が利用する施設など）の管理者及び職員に対する防災教育を実施する必要がある。

（重要業績指標）

- ・避難情報（５段階の警戒レベル）を理解している県民の割合【再掲】
- ・防災に係る出前講座等の実施回数【再掲】
- ・防災教育に係る研修会参加者数【再掲】

8-4 事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態

【復興の事前準備】

・復興事業に携わる担当者の行動指針である「栃木県都市復興ガイドライン」に基づき、復興事前準備の取組について普及・啓発を図る必要がある。（再掲）

・被災者の住まいの迅速な確保、再建のため、応急仮設住宅の迅速な供給及び円滑な運用を図る必要がある。

【地籍調査の促進】（再掲）

・被災後の迅速な復旧・復興が可能となる現地復元性のある地図を整備するため、市町等が行う地籍調査等の促進を図る必要がある。

【復旧・復興を担う人材の育成・確保】（再掲）

・建設業における高齢化の進行や、離職者の増加、若年入職者の減少による担い手不足により、技能継承の阻害が懸念されることから、将来の建設業を担う技術者・技能労働者等の育成・確保を図る必要がある。

【災害ボランティアの活動体制の強化】（再掲）

・災害ボランティアの活動を支援するため、ボランティア活動の主体となる社会福祉協議会・NPO等との情報共有やボランティアの資質向上のための各種研修、訓練等を実施する必要がある。

（重要業績指標）

・地籍調査進捗率【再掲】

8-5 風評被害や信用不安、生産力の回復の遅れ、大量失業・倒産等による経済等への甚大な影響

【県内事業者における事業継続計画（BCP）の策定支援】（再掲）

・事業者等における自主的な防災対策の推進を促すため、啓発セミナーの開催、策定を支援する人材の育成など、県内事業者におけるBCPの策定支援に取り組む必要がある。

【災害廃棄物の処理体制の整備】（再掲）

・市町や関係機関等と連携し、災害廃棄物を円滑かつ迅速に処理するための体制を整備する必要がある。

【復興の事前準備】（再掲）

・復興事業に携わる担当者の行動指針である「栃木県都市復興ガイドライン」に基づき、復興事前準備の取組について普及・啓発を図る必要がある。

（重要業績指標）

・BCP策定支援事業者数（累計）【再掲】